

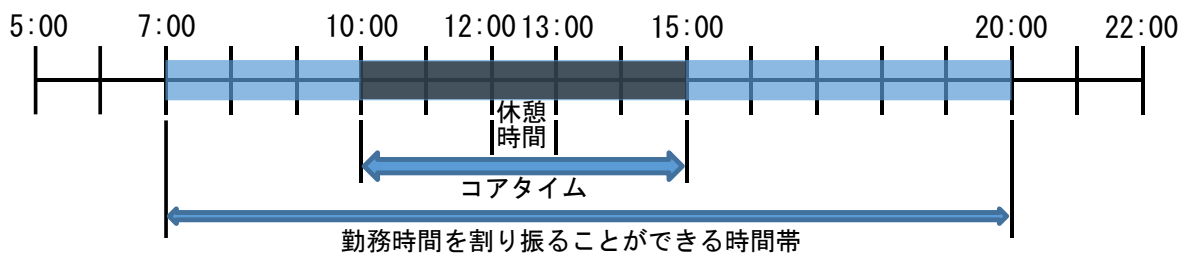


フレックスタイム制を試行実施します ～保育士を含む常勤職員を対象とします～

多様な働き方の推進のため、保育士を含む常勤職員について、フレックスタイム制を令和7年（2025年）7月から試行実施します。フレックスタイム制の中で選択的週休3日制の取得も可能とします。

■内容

- ・取得単位は1週間単位とし、1週間の勤務時間（38時間45分）を午前7時～午後8時（1時間休憩含む）の中で自由に割り振ることを可能とします。
- ・コアタイムは午前10時～午後3時（1時間休憩含む）とし、1週間のうち勤務しない日を1日設けることを可能にすることで、選択的週休3日制の取得も可能とします。



■対象職員

常勤職員（消防本部警防課の交代制勤務職員を除く。）

■試行期間

令和7年（2025年）7月～同年12月

■その他

試行期間の経過後は、実施状況等を職員へ聞き取り、本格実施を目指します。

問合せ	企画部職員課 担当：末崎（すえざき）・伊藤（いとう） 052-613-7563、0562-38-6174
-----	--